

酒類販売業免許には様々な種類があります。店舗において一般消費者等に酒類を販売するための一般酒類小売業免許、通信販売で小売するための通信販売酒類小売業免許、酒類販売業免許を有している酒類卸売店や酒類小売店に販売するための酒類卸売業免許など、一口に酒販売業免許といっても、その販売方法等によって様々な免許があります。

その中でも、今回は最もお問い合わせが多い一般酒類小売業免許の要件についてお伝えしたいと思います。

## ■ 一般酒類小売業免許の要件

一般酒類小売業免許とは、販売場において、消費者又は酒場・料理店等の酒類を取扱う接客業者に対し、原則として、すべての品目の酒類を販売することができる最も一般的な酒類販売業免許をいいます。免許の申請をする場合には、販売場ごとにその所在地の所轄税務署長の免許を受けなければなりません。

酒類販売業免許を取得するためには、人的要件、場所的要件、経営基礎要件、需給調整要件の4つの要件を全て満たしていることが必要です。

### 1. 人的要件関係について

申請者（法人であれば役員）等が以下の事由全てに該当すること

- ・申請者が以前、酒類免許等の取消処分を受けたことがないこと
- ・酒類免許等の取消処分を受けた法人の役員であった場合は、その法人が取消処分を受けた日から3年経過していること
- ・税に関する法令等に違反して処分を受けた日から3年経過していること
- ・申請前2年内において国税又は地方税の滞納処分を受けたことがないこと
- ・未成年者飲酒禁止法で、罰金刑に処せられてから3年以上経過していること
- ・禁固以上の刑の執行を終わった日から3年経過していること

### 2. 場所的要件について

これは申請販売場が酒類の製造場、酒類の販売場、酒場、旅館、料理店等と同一場所でないこと等があげられます。

たとえば、現在レストランを経営している会社が、別で酒類販売免許を取りたいとします。すると以下の要件が重要となってきます。

- ①レストランを既に経営している場合、レストランと別でお酒の売店スペースを設けることができるか？
- ②レジもレストランと売店を別に設けることができるのか？
- ③店員も同様に別に設けることができるのか？
- ④入口から売店とレストランがわかれていることがベストだが、それは可能か？

上記の内容を、図面にして税務署にいき事前確認が必要です。また、図面上問題がなくても、申請受理後に調査があるので、図面通りか確認があります。

また、図面とは別でお酒の仕入れ先をどのようにするのか詳しく聞かれます。これまでレストランを営業していた場合には、お酒の仕入において、レストランは消費者と扱われるので酒類販売小売業免許をもっている者から購入していたと考えられますが、酒類販売小売業者になることで、卸業者より購入するようになります。そのあたりの仕入れの仕分けや保管の計画も具体的にしておく必要があります。

### 3. 経営基礎的要件について

申請者が事業を経営するに際して十分な資金・販売設備・経営能力などを有しているかという点が要求されます。これは過去の税務書類・免許付与後の経営をする上での酒類販売の事業計画書などから審査されます。

新規で会社を設立した場合は、開始貸借対照表を付けますが、既存の会社ですと決算書類が確定していますので、この要件をクリアできない場合もございます。

主な経営基礎的要件は以下の3つです。

- ・ 国税・地方税の滞納をしていないこと
- ・ 最終事業年度における確定した決算に基づく貸借対照表の繰越損失が資本等の額を上回っていないこと
- ・ 最終事業年度以前3事業年度の全ての事業年度において資本等の額の20%を超える額の欠損を生じていないこと

### 4. 需給調整要件

販売先が、原則その構成員に特定されている法人又は団体ではないことなどがあげられます。

また、酒類小売業者は、販売場ごとに、酒類の販売業務を開始するまでに酒類の販売業務に従事する者のうちから「酒類販売管理者」を選任しなければなりません。

◇ 飲用目的で購入した酒類や、他社から受贈された酒類等、家庭で不要となったものをインターネットオークションで販売する場合には酒類販売業免許を必要としません。しかしながら、継続して酒類を出品し販売を行う場合は、酒類販売業免許が必要となることがあります。

当事務所では通信販売酒類小売業免許申請の代行・相談業務も行っておりますので、免許の取得をご検討の方はお気軽にご相談ください。

以上